

## 肥料価格高騰対策事業(春肥分)のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、農林水産省より「肥料価格高騰対策事業」が創設されました。化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者に対し、低減の取り組みを行ったうえで生じた前年からの**肥料費の上昇分の7割**の支援金が交付されます。

### 【主な参加要件】

- ・ **販売農業者**であること(農作物の販売伝票などから販売実績を確認させていただく場合があります)
- ・ 農林水産省が示す**化学肥料低減の取り組みを2つ以上**行うこと

### 【対象となる肥料】

令和4年11月～令和5年5月に購入した肥料  
※「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づくものに限る。

### 【支援金】

支援金 = (当年の肥料費 - (当年の肥料費 ÷ 価格上昇率1.4 ÷ 使用量低減率0.9)) × 0.7

### 【申請受付時期】

区分	申請開始時期	申請受付期限
春肥 (令和4年11月～令和5年5月の注文分)	6月1日(木)	7月31日(月)

※上記は申請主体から町農業再生協議会への申請期間となっています。

JAや肥料販売店などにおいては受付期限を早めて設定している場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点については町農業再生協議会へお問い合わせください。

☎ 町農業再生協議会事務局

産業観光課

☎32-1108

JAにしみの養老宮農経済センター ☎33-0211

## 農地転用には許可が必要です



### ①農地転用許可が必要となるケース

農地に住宅などの建物を建てる場合や、資材置場や駐車場として利用する場合

### ②農地転用許可の手続き

町農業委員会へ農地転用許可申請書を提出し、岐阜県知事から許可をもらいます

### ③許可を取らずに転用した場合

3年以下の懲役または300万以下の罰金 ※適正な農地に速やかに戻さない場合

農地の転用に関する相談は、

☎ 町農業委員会事務局(産業観光課内) ☎32-1108

## 農地の権利移動に係る下限面積の廃止について(農地法第3条関係)

耕作を行う目的で農地の売買や貸借などの権利を取得するには、農業委員会の許可が必要となります。これまで、この許可を得るためには、許可後の耕作面積が既に所有または借りて耕作している農地と合わせて50アール以上となる必要がありました。(これを下限面積要件といいます)

しかし、農地法の一部が改正されたことで、令和5年4月1日から農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されることとなりました。ただし、農地の権利取得に必要なその他の要件は、引き続き継続となりますのでご注意ください。

### ◆今後も農地の権利取得に必要な3つの要件

- (1) **全部効率利用**：全ての農地を効率的に利用して耕作すること。
- (2) **農作業常時従事**：必要な農作業に常時従事すること。(原則、年間150日以上)
- (3) **地域との調和**：周辺の農地利用に支障を及ぼさないこと。

☎ 町農業委員会事務局(産業観光課内) ☎32-1108